



学校だより

NO. 2

千葉市立稲毛小学校 令和5年5月1日

令和5年度も1か月が経過し、子どもたちは少しずつ学校生活に慣れてきました。学習の様子を見ると、多くの子どもが先生の指示や説明を真剣に聞いたり、積極的に手を挙げて発表したりするなど意欲的に取り組んでいます。休み時間は、校庭で鬼ごっこや遊具で元気よく遊んでいる姿が見られます。集団での生活ですので多少トラブルはありますが、子どもたちはそれを乗り越えることで成長していきます。職員は子どもたちの気持ちに寄り添いながら、より良い学びにつながるよう一丸となって取り組んでいきたいと考えています。

気持ちの良いあいさつ —あいさつを通した心の通い合い—

朝、けやき門で子どもたちの登校を見守っていると、様々な表情の子どもたちに出会います。友達と楽しそうに話をしている子、少しうつむき加減でゆっくり歩いている子など、子どもたちの様子からその日の調子がよくわかります。「おはよう」と声をかけると多くの子どもたちが元気よく「おはようございます」と返してくれます。中にはこちらから声をかける前に遠くから「おはようございます」と大きな声であいさつしてくれる子、わざわざ私の前にきてお辞儀をしながら「おはようございます」とゆっくり、丁寧にあいさつしてくれる子などもあります。目と目を合わせてあいさつし合うと心が通い、喜びを感じます。あいさつをする習慣が身に付くよう引き続き取り組みたいと思います。

交通安全教室（1年生・4年生） —交通安全の意識を高め自分で自分の命を守る—

本校の通学路は道幅が狭く、しかも入り組んでいる上、抜け道として通行する車両が多いことから、子どもたちを交通事故からいかに守るかということが本校の課題の1つとなっています。

4月28日（金）に交通安全協会の方を招いて、1年生・4年生を対象とした交通安全教室が実施されました。1年生は徒歩で、4年生は自転車で道路を渡るときの決まりなどを学習しました。特に気を付けなければいけないと思ったことは、停車している車の横を通して横断する場合です。まず立ち止まって、右・左・右をみて車が来ていないか確認するのですが、停車中の車が邪魔で見られないことがあるので、その場合はよく見えるところに移動してからわたりましようかと教えてもらっていました。安全協会の方の言葉で一番印象に残ったことは、「自分の命は、自分で気を付けて守ること」という言葉でした。ご家庭でも道路に飛び出さないことや自転車の正しい乗り方などについてご指導していただければ幸いです。

移動教室（5年生） —友達への思いやりに感動—

5年生が、4月24日（月）から26日（水）まで、長柄町にある千葉市少年自然の家で宿泊体験学習を行いました。子どもたちは、クライミングウォール、ナイトハイク、モルック、キャンドルサービス、プロジェクトアドベンチャーなど、盛りだくさんの体験を通して、友達の良さを見つけたり、友達と協力したりすることの大切さを学びました。3日間を通して感じたことは、5年生の仲の良さです。特にプロジェクトアドベンチャーでは、チームで行うゲームの中でなかなかうまくできない友達に対し、決して文句を言うのではなく、みんなで温かく教えてあげていた姿に大変感動をしました。立派な5年生の姿を見て、稲毛小の高学年としてさらに活躍してくれるものと確信しました。

校長 柳橋 伸彦

5月・6月の予定

5月の生活目標
自分で進んであいさつしよう



月	火	水	木	金
1 ⑤歯科検診 避難訓練 引き渡し訓練	2 お弁当の日 (弁当持参)	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日
8 尿検査(2次) 児童集会(5校時)	9 ①防犯教室 委員会活動	10 のびのびタイム ⑥こころの劇場	11 ①聴力検査	12 ②⑥聴力検査 ⑥租税教室
15 ④⑤聴力検査	16 ③聴力検査	17 のびのびタイム ①～③内科検診	18 ①⑤耳鼻科検診 (抽出児のみ)	19 ④色覚検査
22	23	24 のびのびタイム	25 尿検査(2次)	26 ⑥運動会前日準備
27(土) 運動会(弁当持参)	28(日)	30(火) 運動会予備日 (給食あり)	31(水) ①眼科検診 なかよし活動	6/1(木)
	29(月) 振替休業			2(金)
5(月) ⑥校外学習 (国会、科学技術)	6(火) 委員会活動	7(水)	8(木)	9(金)

☆スクールカウンセラー 5月の来校予定日

5/12(金) PM 5/19(金) PM 5/24(金) AM

- ・子どもたちの相談や子どもに関わる保護者の相談を受け付けています。
- ・ご予約やお問い合わせ等は、稲毛小学校教頭までお願いします。

〈学校における合理的配慮の提供について〉

平成28年4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮は、子供に合った必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学校(学級担任)に申し出てください。